町の職員数や給与を公表します

職員数や給与の状況などを住民の皆さんにお知らせし、より一層人事行政の公平性と透明性を高めていきます。なお、このページでは、令和３年度の内容を中心にお知らせします。

職員の任免と職員数の状況

● 職員数の状況

（各年度４月１日現在）

区　分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
職員数	169人	168人	164人	171人	172人

● 級別職員の状況　（令和４年４月１日現在）

区　分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的な職務内容	主事 保健師 教諭	主事 保健師 教諭	主査 主任保健師 主任教諭 主任学芸員	課長補佐 係長 園長	課長 副課長 次長	参事 課長	部長 局長	
職員数	17人	19人	44人	47人	20人	5人	10人	162人

※職員数の中に技能労務職員は含みません。

● 職員の任免の状況　（令和４年４月１日現在）

区　分	任　用			退　職		
	採用	昇任	降任	定年	勧奨	自己都合
一般行政職	6	10	0	1	1	4
技能労務職	0	0	0	0	0	0
計	6	10	0	1	1	4

職員の勤務時間等の状況

● 職員の基本的な勤務条件

項　目	内　容
職員の勤務時間	午前８時30分～午後５時15分 （１日７時間45分・1週間あたり38時間45分）
休　憩　時　間	正午～午後１時（１時間）

※勤務場所により時間が異なることがあります。

● 職員が取得できる休暇等

職員が取得できる休暇は、有給の年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（結婚・出産・忌引等）と無給の介護休暇、育児休業があります。

なお、年次有給休暇は年間20日付与され、令和３年中の平均取得日数は、8.9日です。

職員の分限・懲戒処分の状況

項　目	内　容
分限処分	職員が、病気などのためにその職責を果たせない場合などに、公務能率の維持を目的として行う不利益処分の事をいい、令和３年度は、病気により１人を休職処分としました。
懲戒処分	職員が、法令に違反した場合などに、公務における規律と秩序の維持を目的として行う不利益処分の事をいい、令和３年度は、処分の対象となる職員は１名でした。

職員の福利厚生と利益保護の状況

● 福利厚生制度

地方公務員法の規定により、地方公共団体は、職員のための共済制度や福利厚生制度を実施することが定められており、職員は下記の団体に加入しています。

また、町独自の福利厚生事業としてインフルエンザ予防接種を実施しました。

加　入　制　度	一　般　事　務　職	幼稚園教諭及び調理員
共　済　制　度	兵庫県市町村職員共済組合に加入	公立学校共済組合兵庫県支部に加入
福利厚生事業	兵庫県市町職員互助会に加入	兵庫県学校厚生会に加入

● 公務災害・通勤災害の発生件数　公務災害　・・・　5 件　　通勤災害　・・・　0 件

● 利益の保護

職員は、給与・勤務時間等の勤務条件について、必要で適切な措置が取られるよう要求することや、懲戒その他職員の意に反した不利益処分を受けたと思う時は、稲美町公平委員会に申立てをすることができます。令和３年度は申立てはありませんでした。

職員の研修及び人事評価の状況

住民ニーズに的確に対応できる職員の人材育成を積極的に推し進めるため、経験年数や職責に応じた一般研修や職務に必要な専門的な研修に派遣しています。その他、庁内研修では財務、接遇、人権、交通安全、働き方改革、コーチング等の研修を実施しました。

派　遣　研　修　内　容	派　遣　研　修　先　・　参　加　者　人　数
人事評価・財政・徴収事務・法制・監督職・マネジメントコーチング・キャリア形成・政策形成・タイムマネジメント　等	兵庫県自治研修所・播磨自治研修協議会・市町村振興協会・兵庫県市町振興課 等　延べ112人

また、職員の能力開発、人材育成に重点を置いた人事評価制度を導入しています。